

～足利市 あっしーネット緊急時支援事業の概要～



足利市あっしーネットとは	足利市にお住いの障がいのある方の「高齢化」「重度化」「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、地域全体で支えていく仕組みです。 これは、国の薦める「地域生活支援拠点等整備事業」です。
地域生活支援拠点等整備事業とは	国の方針では、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つあります。
あっしーネット緊急時支援事業の実施方法・内容	方法：地域の障害福祉サービス事業所と連携して行います。 内容：緊急時の短期入所の受け入れを行います。
緊急時とは	次の①②を満たす場合 ①地域で生活する障がい児者の介護者が病気・入院のような、やむを得ない理由により障がい児者に緊急的に支援が必要な状況になった場合 ②支援が当日又は翌日に必要な場合
対象者は	原則、足利市内に在住する障がい児者のうち、在宅で「緊急時」に該当した者。 
緊急時の受け入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対応日時：24時間、365日 ・緊急時支援の期間：最長 1週間 
緊急時入所の判断は	足利市が行います。
協力事業所【13事業所】	陽光園、社会就労センターきたざと、青木病院、あしかがの森足利病院、かしわ荘、前沢病院、こころみ学園、ショートステイききょうの里、栃の葉荘、ゆり庵、ルンビニー園、やまゆりの里、ソーシャルインクルーホーム足利福富町
緊急短期入所の受入れ優先順位は	<ol style="list-style-type: none"> ① 短期入所利用実績がある事業所 ② 障がい福祉サービスを日中利用している法人の事業所 ③ ①・②の利用実績が無い場合、一週間交代の輪番制の事業所
緊急時支援事業の開始日	平成31(2019)年1月7日 月曜日

あっしーネットの登録及び緊急時の利用について

<p>事前登録</p>	<p>【サービス利用のある方】</p> <p>①「あっしーネット登録申請書及び台帳(様式第1号)※を記入。 (事業所、基幹相談支援センター、市役所障がい福祉課)</p> <p>②相談支援専門員さんに「申請者の現状(基本情報)」※の作成依頼。</p> <p>③事業所から、足利市へ①②を提出し、登録。</p> <p>④緊急時の対応について、基幹相談支援センターが確認。</p> <p>※<u>足利市障がい者基幹相談支援センターのHPの「足利市あっしーネット事業」からダウンロードできます。</u></p> <hr/> <p>【サービス利用のない方】</p> <p>①「あっしーネット登録申請書及び台帳(様式第1号)※を記入。 (基幹相談支援センター、市障がい福祉課)</p> <p>②「申請者の現状(基本情報)」※作成。 (基幹相談支援センター、市障がい福祉課)</p> <p>③足利市へ①②を提出し、登録。</p> <p>④緊急時の対応について、基幹相談支援センターが確認。</p> <p>※<u>足利市障がい者基幹相談支援センターのHPの「足利市あっしーネット事業」からダウンロードできます。</u></p>
<p>緊急時の利用</p>	<p>①相談支援専門員、基幹相談支援センター、市障がい福祉課のいずれかに連絡。</p> <p>②基幹相談支援センターと市障がい福祉課で、緊急時に該当するか、支援の方法など検討し、緊急短期入所が必要な場合は、受入れ優先順位にそって、どここの事業所で受入れるか調整。</p> <p>③受入れ事業所が決まったら、利用者に連絡。</p> <p>(注) 事前登録しても緊急短期入所者本人が、インフルエンザ等の感染症や医療的治療が必要な場合は、受けられない場合があります。</p>

